【規程番号　神女院Ｖ－006】

他大学院との単位互換に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、本大学院に在学する学生が、大学院と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学院（以下「単位互換協定大学院」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（単位数）

第２条　単位互換協定大学院において履修できる単位数は、学則第21条の３により認定する。

（履修の許可）

第３条　単位互換協定大学院における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協　定大学院の定める条件の範囲内で行うものとする。

（単位の認定等）

第４条　試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学院の定めるところによる。

２　単位互換協定大学院で修得した単位は、第2条に従い、本大学院の単位として認定する。

（履修の許可及び認定単位の取消）

第５条　次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学院と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本大学院又は単位互換協定大学院の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本大学院が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明）

第６条　成績及び単位修得の証明等は、原則として本大学院が行う。

（単位互換協定大学院での取扱）

第７条　単位互換協定大学院での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学院の定めるところによる。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。